

2006 年度松前社協規程第 3 号

社会福祉法人 松前町社会福祉協議会会長の報酬支給規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 2 5 条の規定に基づき、会長に対する報酬及び支給方法等について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 報酬の額は、次のとおりとする。
月額 70,000円

(業 務)

第 3 条 業務は、定款第 2 1 条第 2 項のとおりとする。

(勤 務)

第 4 条 勤務は、原則として次のとおりとする。

- (1) 勤務日 1 週につき 2 日
- (2) 勤務時間 1 日につき 3 時間

(支給の方法)

第 5 条 報酬の支給については、常勤職員の例による。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 7 条 この規程の実施に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年6月16日から施行する。